

公共施設等運営権の設定について

三浦市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第19条第1項の規定に基づき、三浦下水道コンセッション株式会社（以下「公共施設等運営権者」という。）に三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業（以下「本事業」という。）に係る公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定したので、同条第3項に基づき、次のとおり公表する。

令和4年9月28日

三浦市長 吉田英男

1 公共施設等の名称

東部浄化センター、金田中継センター及び東部処理区における公共下水道事業に供する管路施設（汚水処理に係るものに限る。以下「管路施設」という。）（以下「対象施設」という。）

2 公共施設等の立地並びに規模及び配置

対象施設	立地	敷地面積
東部浄化センター	三浦市南下浦町金田2736番地 5ほか	21,294㎡
金田中継センター	三浦市南下浦町金田206番地 8ほか	470㎡
管路施設	東部処理区全域	—

3 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

(1) 主たる事業

- ア 対象施設の経営に関する業務
- イ 対象施設の各種計画に係る支援に関する業務
- ウ 対象施設の維持管理及び改築に係る企画、調整及び実施に関する業務
- エ 管路施設の増築に係る企画、調整及び実施に関する業務

(2) 附帯事業

4 公共施設等運営権の存続期間

(1) 令和4年9月28日から令和25年3月31日までとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、以下に定める場合には、市及び公共施設等運営権者が協議の上、合意した日まで存続期間を延長することができる。ただし、その期間は、5年を超えることができない。

ア 不可抗力の発生により、本事業が中断若しくは遅延したとき、又は公共施設等運営権者に著しい損害が生じた場合で当該損害を回復するために延長が必要であるとき。

イ 市の責めに帰すべき事由により、本事業が中断又は遅延したとき。

ウ 対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動や訴訟等により、本事業が中断又は遅延したとき。